

# 年末調整・確定申告等のご準備を！ <税に関する手続き>

## 各種控除証明・申告のご準備を

### 社会保険料控除・医療費控除

下記の保険料は社会保険料控除の、医療費は医療費控除の対象となり、所得税や住民税が減税されます。確定申告等の際に必要な各種通知書を送付します。

| 保険等名      | 送付書類 | 送付時期            | 備考・お問合せ                                                                                                       |
|-----------|------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民健康保険    | 保険料  | 納付確認通知書         | 1月下旬 ※<br>☎ 国保年金課 ☎21-3154                                                                                    |
|           | 医療費  | 医療費のお知らせ        | 1～10月分：1月上旬<br>11～12月分：3月上旬<br>原則、再交付不可。記載されていないものがある場合は医療機関等が発行した領収書を使用<br>☎ 国保年金課 ☎21-3145                  |
| 後期高齢者医療保険 | 保険料  | 納付確認書または納付確認通知書 | 1月下旬 ※<br>☎ 国保年金課 ☎21-3186                                                                                    |
|           | 医療費  | 医療費のお知らせ        | 1～9月分：1月上旬<br>10～12月分：2月末<br>記載されていないものがある場合は医療機関等が発行した領収書を使用<br>☎ 国保年金課 ☎21-3184                             |
| 国民年金      | 保険料  | 控除証明書           | 送付済み<br>※R6.10～12に初めて保険料を納付した人には2月上旬<br>再交付は、専用ダイヤル☎0570-003-004またはマイナポータル「ねんきんネット」から申請<br>☎ 函館年金事務所 ☎31-9086 |
| 介護保険      | 保険料  | 納付確認通知書         | 1月下旬 ※<br>☎ 介護保険課 ☎21-3033                                                                                    |

※特別徴収（年金からの天引き）分は、年金事務所から送付される源泉徴収票を確認

### 障害者控除認定書の交付

障害者手帳がなく障害者控除を受ける場合の認定書を交付します。

☑ 障害者手帳を持たない65歳以上の方で、認知症または常に寝たきり状態の方（6か月以上臥床し、日常生活に支障のある状態）

☎ 高齢福祉課 ☎21-3025

### 締切

1/31

### 固定資産（償却資産）の申告

R7.1.1 現在、市内に償却資産（会社や個人が事務所や工場、店舗などで事業に使用する構築物、機械などの資産（土地・家屋を除く））を所有している方は、その内容を申告してください。

※電子申告も利用可能。

☎ 税務室資産税担当 ☎21-3231

### 締切 1/31

## 事業者の方へ ～年末調整関係書類の提出～

R7.1.1 現在市内に住所がある方に対しR6年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を市に提出してください。

※摘要欄に所得税の定額減税控除額等を記載してください。

☎ 税務室市民税担当 ☎21-3211

### 受付場所

1/6(月)～22(水) 市役所2階市民税担当11番窓口

1/23(木)～31(金) 市役所8階大会議室

※期間中は、東部4支所でも受付します。

### e L T A Xの活用を！

電子データをネット経由で送信するe L T A Xでは、地方税の電子申告、電子申請・届出、電子納税が可能です。特に事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」は、電子申告から納税までワンストップで手続きができます。

☎ 地方税共同機構 ☎0570-081-459



### 函館税務署からのお知らせ

#### HP

### スマホで便利！確定申告！

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxは、**24時間いつでも**パソコンやスマートフォンから申告書を作成・提出ができます。さらに**還付金の早期還付**や**データ保存による翌年申告の簡略化**などのメリットもあります。またマイナンバーカードを利用してマイナポータル連携をすると、医療費やふるさと納税等の申告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得、自動入力できて便利です。（事前準備が必要で、データ取得までに数日かかる場合があります。）

☎ 函館税務署 ☎31-3171

令和6年分所得税は定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されます。実施方法は所得の種類により異なります。

詳しくは国税庁HPをご確認ください。▶

